

2021年 年報巻頭言

白梅学園大学・白梅学園短期大学 子ども学研究所 所長 福丸 由佳

研究や教育はもちろん、日々の生活においてさえ、誰も経験したことのない試行錯誤が昨年度から続く中、歩みを止めない研究活動を何とか模索しながら、第26号年報を発行できましたこと、関係する皆様への感謝の気持ちとともに、ご報告したいと思います。

緊急事態宣言に伴い、大学のキャンパスに学生の姿がないという異例な昨年度のスタートは、何気ない日常のありがたさを改めて私達に教えてくれると共に、オンライン授業や遠隔会議に在宅ワークといった未知なる経験の第一歩でもありました。未だはっきりとした収束の兆しが見えてこない今年度は、それぞれが自身の研究活動をどのように維持、展開させていくかをさらに問い続ける日々ではないでしょうか。

こうした中で、2020年4月は、子どもの権利擁護、児童虐待への対策強化の観点から、親などによる体罰禁を盛り込んだ改正児童福祉法等が施行され、世界で59か国目の体罰全面禁止国となったタイミングでもありました。これによって、しつけのためと親が思っている、子どもの身体に苦痛を引き起こしたり不快感を意図的にもたしたりする行為は体罰にあたること、また、子どもの心を傷つける暴言等も健全な成長・発達を阻む可能性があることが、漸く明記されるに至ったわけです。

これに先立つ「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」(厚生労働省)では、こうした子どもの権利や育ちの視点を大切にすることと共に、体罰の禁止が子育て中の保護者を追い詰めることにならないように保護者支援の視点もさらに大切にすることを前提に(この法律に罰則がないことから示されています)、この両輪を機能させるための具体的な道筋についても、慎重に議論が重ねられました。

コロナ禍で、未だに様々な制約を余儀なくされ、子どもたちの日々の体験も変化し続け、同時に、家庭における負担も決して少なくない中で、この両輪は今後ますます大切になってくることは明らかでしょう。そして本号にも、こうした視点につながる研究論文が複数寄稿されていることは、非常に興味深く喜ばしいと同時に、今後のさらなる研究が待たれるところでもあります。時には延期や断念といった選択をせざるを得ない場合もありながら、さらなる工夫と発想を生み出しつつ、粘り強い研究活動が継続されることを願ってやみません。